

補聴器相談医規則改定に関するQ&A

	質問内容	回答
1	更新費¥5,000について今までより若干金額が上がっていますが、一部でも地方部会へのバックはないのでしょうか？	日耳鼻へ3,000円、各地方部会に2,000円の予定です。
2	2020年度保留者について、2020年3月末まで、単位不足により現在保留になっている会員は一旦2021年春に更新手続きでよろしいでしょうか？	2021年3月に更新してください。2020年1月24日の講習会を受講し、単位を満たした場合は、2021年3月に更新してください。
3	今までご依頼したことがないのですが、例えば講師選定を福祉医療委員にお願いした場合 旅費や謝金等の扱いはどのようになりますか？今後、講習会を開催するにあたり 4コマ設定するので、講師選定が今までより厳しい気がしています。0.5単位という中途半端な単位のために2コマ設定は面倒な気もしています。	講師の旅費、謝金は、主催者の負担になります。
4	今後は各自で更新手続きとありますが、どうしても無理な会員は事務局システムから代理で更新手続きをすることは可能でしょうか？	基本的に会員各自での申請となります。地方部会の福祉医療委員会、補聴器キーパーソンによる支援をお願いします。
5	現在、新規委嘱について会員様よりお問い合わせをいただいておりますが、その先生方へも個別に通知をいただけるのでしょうか？	相談医の新規委嘱も、会員マイページからの申請になります。現在、委嘱および更新のシステムを構築中です。準備ができ次第、学会HP、会報、会員マイページでお知らせする予定です。
6	2020年度末（2021年4月）に専門医資格を更新する者は相談医委嘱後の年数にかかわらず同時に更新する、と理解しております。それでは、専門医資格更新よりも相談医委嘱の満了時期が早く来てしまう場合はどうなるのでしょうか。例えば、専門医資格更新が2024年度末に予定されている者で、相談医委嘱期間が2022年度末あるいは2023年度末で終了してしまうような場合です。この場合、従来のルールで2022年度末あるいは2023年末に相談医を更新するのでしょうか。それとも相談医委嘱期間を専門医資格更新時期に合わせて2024年度末まで延長する形で調整するのでしょうか。	相談医の任期が終了する時点で更新していただきます。その次の専門医更新の際にもう一度更新になります。その時の、更新料、必要単位数の取り扱いは、決定し次第、個別にもお知らせする予定です。

補聴器相談医規則改定に関するQ&A

	質問内容	回答
7	<p>これまで3単位（2015,2016,2017年）取得しておりますが、これまでは直近3年以内に少なくとも1単位以上の受講が必要とありました。この条件もなくなるのでしょうか？</p>	<p>改定された規則では、「直近3年以内」のしぼりは削除されていません。</p>
8	<p>① 2021年4月に専門医更新予定で、相談医の資格を持つ場合、相談医の更新期限の前であったとしても、同時に更新してよいということでしょうか。</p> <p>② ①の場合で相談医の更新しなかったとしたら、相談医の資格を失うのでしょうか。</p> <p>③ 2022年以降に専門医更新予定で、相談医の更新時期がそれ以降の場合、同様に期限前でも専門医と同時に更新することになると考えて良いのでしょうか。</p> <p>④ 次の相談医の更新時期が専門医の更新時期より前であった場合、該当年に相談医のみ更新して、次の専門医更新時期に再度相談医も同時更新することになると考えて良いのでしょうか。</p>	<p>必要単位数を満たしている場合は、できれば専門医更新時に相談医も更新していただきます。もし更新しなくても、相談医の任期までは資格喪失はありません。2022年度以降も同様です。専門医更新前に相談医更新時期が来る場合は、相談医の任期が終了する時点で更新してください。</p>
9	<p>①申請時期、申請方法、申請費用についてお教えいただくと大変助かります。</p> <p>②近いうちに補聴器相談医と専門医の認定期間を一致する方針と聞いております。日耳鼻専門医の認定期間は1年遅れで2022.3までとなっています。</p>	<p>新しい規則・制度における委嘱および更新の申請手続きについては、2021年1月1日以降に、学会HP、会報、会員マイページ上でお知らせします。専門医更新時に、相談医ももう一度更新になります。その時の、更新料、必要単位数の取り扱いは、決定し次第、個別にもお知らせする予定です。</p>

	質問内容	回答
10	<p>①この度専門医更新に当たり、補聴器相談医更新もしないといけなくなったのでしょうか。</p> <p>②補聴器相談医更新が2024年の前提でございましたので、補聴器相談医更新の単位は現時点取得しておりません。かつ、12月1日に補聴器相談医更新のための講習会（WEB開催）に申し込もうとしましたが、夕方にはすでに満席で申し込むこともできません。他の年度の専門医更新、補聴器相談医更新の方と比べて余りにも不利な状況になっていると思われませんが、どのように対応したらよろしいでしょうか。</p> <p>③2022年4月まで補聴器相談医更新の猶予があるとのことですが、2022年3月までに資格更新に必要な単位2単位（3単位から2単位に減ったのですよね？）を取得すればいいということでしょうか。少なくとも補聴器相談医更新のための講習会（WEB開催）に参加させていただき、そこで1単位取得したいと思っておりますので、ご検討いただきたいです。その上で、2021年度に補聴器相談医更新のためにもう1単位取得すれば、2022年4月に補聴器相談医を更新することが出来ますでしょうか。</p>	<p>更新に必要な単位数を満たしている場合、できれば専門医更新時に相談医も更新していただきます。相談医の委嘱を受けてからの年数により、相談医更新に必要な単位数は調整いたします。2021年1月24日開催の補聴器相談医講習会については、2020年12月14日より追加募集が開始されます。最終的に、定数1,000名までの登録となります。どうしても更新に必要な単位数を満たすことができない場合、任期を1年間延長していますので、2022年3月に相談医の更新をお願いします。</p>
11	<p>2019年に補聴器相談医の更新を行い、2021年3月に専門医更新の予定です。この場合、4か月後の専門医更新の際に補聴器相談医の更新も行う必要があるのでしょうか？COVID-19のため2020年は講習会にほとんど行けておらず、2021年4月以降に講習会が開かれれば次の更新の2024年までに参加したいと思っていました。もし来年、更新となれば、2019年の更新による相談医の有効期間は2年となってしまい、2014～2019年までの5年間、講習会を受けたのに、2年分となってしまい3年分が切り捨てられる気がしますが、この解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>更新に必要な単位数を満たしている場合、できれば専門医更新時に相談医も更新していただきます。相談医の委嘱を受けてからの年数により、相談医更新に必要な単位数は調整いたします。なお、2021年1月24日開催の補聴器相談医講習会については、2020年12月14日より追加募集が開始されます。</p>

	質問内容	回答
12	<p>①2022年4月以降は、補聴器相談医の委嘱期間の残り期間に関係なく、次回の補聴器相談医の更新時期は専門医の更新の時期となるということであってまうでしょうか？</p> <p>②現在持っている単位、次回の更新時に使用できるというのであっていいますでしょうか？</p> <p>③2021年4月に専門医更新の方で、本来はまだ数年委嘱期間が残っていた方のうち、必要単位数がない方（すでに2021年1月24日の講習会が締め切られてしまったので）、2021年度もコロナにより講習会が開催されなかった場合は、もしくは定員数など正当な理由で参加できなかった場合は、さらに資格延長となりますでしょうか？</p> <p>④委嘱期間に応じて、2021年4月の更新に必要な単位数を調整とありますが、それはいつ、どのようにして周知されるのでしょうか？</p> <p>⑤2021年1月24日の講習会について、今年度の日耳鼻総会時のようなオンデマンドでの試聴による単位の取得などの予定はありますか？</p>	<p>更新に必要な単位数を満たしている場合、できれば専門医更新時に相談医も更新していただきます。相談医の委嘱を受けてからの年数により、相談医更新に必要な単位数は調整いたします。2021年1月1日以降、更新に必要な単位数は、個別にお知らせいたします。少しお待ちください。2021年1月24日開催の補聴器相談医講習会については、2020年12月14日より追加募集が開始されます。最終的に、定数1,000名までの登録となります。講習会終了後、必要であれば追加の救済措置としてオンデマンド配信を行います。どうしても更新に必要な単位数を満たすことができない場合、任期を1年間延長していただきますので、2022年3月に相談医の更新をお願いします。</p>

補聴器相談医規則改定に関するQ&A

質問内容	回答
<p>①2021年4月に専門医更新予定の先生で、補聴器相談医の委嘱期間が残っている場合、21年4月に補聴器相談医を更新しなくてもよいのか？ 更新しなくてもよい場合は今後どのようなようになるのか？</p> <p>②補聴器相談医の更新の時期が専門医更新の時期より早い場合は、どうなるのでしょうか？ まずは、補聴器相談医を更新して、数年後の専門医更新の時期に再度補聴器相談医を更新するのでしょうか？</p> <p>13 ③補聴器相談医委嘱期間が6年から5年に変更となったが、前の制度ではもう1年委嘱期間が残っていた方（2022年4月に更新予定だった方）は今年度更新となるのか？それとも、委嘱期間が5年となるのは今後補聴器相談医の更新や委嘱をされた方から適応になるのか？</p> <p>④補聴器相談医の委嘱の申請期間はあるのでしょうか？相談医の更新申請の時期と同じようになるのでしょうか？</p> <p>⑤補聴器相談医に委嘱された翌年が専門医の更新の場合はどうなるのでしょうか？</p>	<p>更新に必要な単位数を満たしている場合、専門医更新時期もしくは相談医更新時期に相談医を更新していただきます。その後は、資格更新を希望される場合は、5年毎に専門医と相談医を更新していただきます。お問い合わせの先生の場合、2021年の専門医更新時にできれば相談医の更新をお願いします。更新しない場合は、相談医の任期が終了する時点で更新になります。その次の専門医更新時にもう一度相談医の更新になります。その時の、更新料、必要単位数の取り扱いは、決定し次第、個別にもお知らせする予定です。それ以降は、5年毎の専門医と相談医の更新になります。旧制度で任期6年の先生については、相談医の任期は6年のままです。5年目で更新していただく必要はございません。その場合も、専門医更新時期もしくは相談医更新時期に相談医を更新していただきます。相談医委嘱の申請時期は、更新申請と同じです。</p>

補聴器相談医規則改定に関するQ&A

	質問内容	回答
14	<p>2023/4月に補聴器相談医の更新 現在の 認定期間 2023/3月迄 2024/4月に専門医の更新 現在の 認定期間2024/3月迄</p> <p>この場合、何時(何年度に)更新するのか。またその際、必要な単位数は?等、お教え下さい。</p>	<p>更新に必要な単位数を満たしている場合、専門医更新時期もしくは相談医更新時期に相談医を更新していただきます。その後は、資格更新を希望される場合は、5年毎に専門医と相談医を更新していただきます。お問い合わせの先生の場合、2023年に相談医更新、2024年の専門医更新時にもう一度相談医を更新していただきます。その時の、更新料、必要単位数の取り扱いは、決定し次第、個別にもお知らせする予定です。それ以降は、5年毎の専門医と相談医の更新になります。</p>
15	<p>①補聴器相談医更新のための単位数は2021年4月更新の先生のみならず現時点で2単位ある先生は、このままで更新できるということでしょうか。</p> <p>②更新前の3年以内に1単位必要というのは無くなったということでしょうか。</p> <p>③現時点で1単位ある先生はあと1単位（3時間）の受講で更新できるということですね。</p>	<p>更新に必要な単位数を満たしている場合、2021年に専門医更新の先生は、相談医も更新していただきます。相談医の委嘱を受けてからの年数により、相談医更新に必要な単位数は調整いたします。相談医の任期が2021年3月で終了になる先生も、相談医の更新になります。制度の移行期間中は、専門医更新時期もしくは相談医更新時期に相談医を更新していただきます。その後は、資格更新を希望される場合は、5年毎に専門医と相談医を更新していただきます。その時の、更新料、必要単位数の取り扱いは、決定し次第、個別にもお知らせする予定です。改定された規則では、「直近3年以内」のしぼりは削除しています。</p>

補聴器相談医規則改定に関するQ&A

	質問内容	回答
16	<p>補聴器相談医の更新についてですが、例えば昨年補聴器相談医の更新を終えた方が、来年専門医の更新の場合は、次々回の専門医の更新の時に補聴器相談医の更新も行うという解釈でよろしいでしょうか。会員から質問がありましたので確認させていただきたくメールさせていただきました。</p>	<p>更新に必要な単位数を満たしている場合、できれば専門医更新時に相談医も更新していただきます。相談医の委嘱を受けてからの年数により、相談医更新に必要な単位数は調整いたします。その後は、資格更新を希望される場合は、5年毎に専門医と相談医を更新していただきます。その時の、更新料、必要単位数の取り扱いは、決定し次第、個別にもお知らせする予定です。</p>
17	<p>① ○○地方部会では、相談医の多くが更新予定の2024年4月までに3回の講習を計画し、すでに2019年度に2時間1単位（現行）の講習をおこなっています。（6年間3単位分の1単位として）</p> <p>改定後の規則での3時間1単位に満たないため、すでに取得した単位ではありませんが、0.5単位となるのでしょうか。</p> <p>②「専門医更新と同時に行う」とのことですが、相談医更新のための単位取得が間に合わない場合は、別途の年度に更新申請できますか？</p>	<p>旧制度で取得された単位は、そのまま単位数として認められます。2021年1月1日以降の講習会では、3時間4講義で1単位、1時間半2講義で0.5単位になります。どうしても更新に必要な単位数を満たすことができない場合、任期を1年間延長していますので、2022年3月に相談医の更新をお願いします。</p>

補聴器相談医規則改定に関するQ&A

	質問内容	回答
18	<p>①専門医更新時に補聴器相談医の委嘱期間が残っている場合、例えば来年専門医更新するが補聴器相談医の委嘱期間が3年残っているときに、もし補聴器相談医の更新の手続きを取らないと、補聴器相談医としての残り3年の資格はどうなりますか？失効するのでしょうか？</p> <p>②上記の質問で残り3年の資格が有効な場合、専門医は5年、補聴器相談医は3年の有効期間があることとなりますが、その3年以内に更新の手続きをすればいいのでしょうか。また更新した時の有効期間は何年になりますか（5年、あるいは次の専門医の更新まで？）。</p> <p>③例年相談医の更新の手続きは1月にしていましたが、4月の専門医更新時に行えばいいのでしょうか。</p> <p>④専門医の資格より相談医の資格の期間が短い場合、例えば専門医更新は1年後であるが補聴器相談医を有効期間が本年までで来年更新するとき、補聴器相談医の更新に必要なポイントはいくつでしょうか？補聴器相談医の資格の有効期間はいつまでですか？5年でしょうか？次の専門医の更新の時まで（1年）でしょうか？</p>	<p>更新に必要な単位数を満たしている場合、できれば専門医更新時に相談医も更新していただきます。相談医の委嘱を受けてからの年数により、相談医更新に必要な単位数は調整いたします。その後は、資格更新を希望される場合は、5年毎に専門医と相談医を更新していただきます。今後は、相談医の更新時期と専門医の更新時期は、同じになります。相談医の任期が終了する時点で、相談医は更新になります。その後、専門医更新時にもう一度相談医の更新をしていただきます。その時の、更新料、必要単位数の取り扱いは、決定し次第、個別にもお知らせする予定です。</p>

補聴器相談医規則改定に関するQ&A

	質問内容	回答
19	<p>①補聴器相談医の資格更新を、専門医の更新と同時にする、とのことですが、補聴器相談医の有効期限が2023年3月、専門医の有効期限が2025年3月、となるとこの補聴器相談医の有効期限が2025年3月になる（2年延長される）ということよろしいのでしょうか。</p> <p>②補聴器相談医更新のための講習会（WEB開催）は、また今後開催されるご予定はありますでしょうか。</p>	<p>相談医の任期が終了する時点で、相談医は更新になります。その後、専門医更新時にもう一度相談医の更新をしていただきます。その時の、更新料、必要単位数の取り扱いは、決定し次第、個別にもお知らせする予定です。2021年1月24日開催の補聴器相談医講習会については、2020年12月14日より追加募集が開始されます。最終的に、定数1,000名までの登録となります。講習会終了後、必要であれば追加の救済措置としてオンデマンド配信を行います。どうしても更新に必要な単位数を満たすことができない場合、任期を1年間延長していますので、2022年3月に相談医の更新をお願いします。</p>